

資料3

前橋市社会福祉審議会
第7回高齢者福祉専門分科会
H29. 12. 21

(3) 第7期まえばしスマイルプラン（素案）の パブリックコメントの実施について

介護保険・高齢者施策についての 意見募集 (パブリックコメント)

本市の高齢者施策の基本となる、第7期まえばしスマイルプラン《老人福祉計画・第7期介護保険事業計画》を策定します。

この計画は、高齢者福祉の向上や介護保険事業の円滑な推進のため、平成30年度から3年間の目標等を定めた計画です。

今回、この計画の「素案」を作成しましたので、骨子案に関するパブリックコメント（意見募集）を実施します。皆様からいただいたご意見を踏まえ、本年度中に計画を策定し、公表する予定です。

たくさんのご意見をお寄せください。



案件名	第7期まえばしスマイルプラン（素案）について 《老人福祉計画・第7期介護保険事業計画》								
募集期間	平成30年1月5日（金）から平成30年2月5日（月）								
資料の公表方法	ホームページ、市庁舎（1階介護保険室、2階介護高齢課、2階情報公開コーナー）、保健センター（3階健康増進課）、市立図書館、前橋プラザ元気21（1階にぎわい商業課）、各支所・市民サービスセンター・公民館、各老人福祉センター ※それぞれの公表場所では資料を配布しています。								
意見の提出方法	<table border="0"> <tr> <td>1 郵送</td> <td>371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号 前橋市役所 介護高齢課 あて</td> </tr> <tr> <td>2 ファクシミリ</td> <td>027-223-4400</td> </tr> <tr> <td>3 電子メール</td> <td>kaigo_kourei@city.maebashi.gunma.jp</td> </tr> <tr> <td>4 直接提出</td> <td>上記の資料公表場所の窓口にご提出ください ※市立図書館、各老人福祉センターは除きます</td> </tr> </table>	1 郵送	371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号 前橋市役所 介護高齢課 あて	2 ファクシミリ	027-223-4400	3 電子メール	kaigo_kourei@city.maebashi.gunma.jp	4 直接提出	上記の資料公表場所の窓口にご提出ください ※市立図書館、各老人福祉センターは除きます
1 郵送	371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号 前橋市役所 介護高齢課 あて								
2 ファクシミリ	027-223-4400								
3 電子メール	kaigo_kourei@city.maebashi.gunma.jp								
4 直接提出	上記の資料公表場所の窓口にご提出ください ※市立図書館、各老人福祉センターは除きます								
その他	<p>■意見提出時の注意 住所・氏名を必ず記入してください。</p> <p>■意見に対する市の考え方の公表 提出していただいたご意見について、提出者には直接回答はしませんが、後日、ご意見に対する市の考え方を公表します。（その際には、提出者の住所・氏名は公表しません。）</p> <p>■意見を提出できる人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前橋市内に住所または勤務先がある人 ・前橋市内の学校に在学する人 ・パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有するもの 								
問い合わせ先	前橋市役所 福祉部 介護高齢課 電話 027-898-6152（直通） 027-224-1111（内線：3152）								

個人情報については、前橋市個人情報保護条例に基づき適正に管理いたします。

第7期まえばしスマイルプラン(素案)に関する意見について

募集期間 平成30年1月5日(金)から平成30年2月5日(月)まで

住 所		氏 名	
提出区分	市内に(在住・在勤・在学)・その他	←該当区分を選んでください。	

意見記載欄

◆あてはまるものに○をつけてください。

問1 本計画のパブリックコメントが行われていることをどこからお知りになりましたか。

- 1 市役所の窓口で
- 2 その他の公共施設で
- 3 広報やホームページを見て
- 4 医療機関やケアマネジャーから
- 5 家族や友人から
- 6 その他()

問2 「第7期まえばしスマイルプラン」(素案)はわかりやすかったですか。

- 1 たいへんわかりやすかった
- 2 まあまあわかりやすかった
- 3 あまりわかりやすくなかった
- 4 わかりにくかった

問3 「第7期まえばしスマイルプラン」(素案)の内容をどのように思いましたか。

- 1 方向性としてよいと思う →その内容や理由を問6(自由記入欄)に記載ください。
- 2 不足等している部分がある →その内容や理由を問6(自由記入欄)に記載ください。
- 3 よくわからない

問4 介護保険料の金額は、介護保険サービスを充実させるほど高くなる仕組みになっています。このため、多くの方が入所・短期入所できるよう介護保険施設の定員数を増やすと、その分、介護保険料が高くなります。あなたの考えは以下のどれに近いですか。

- 1 現在の介護サービス水準を維持するために必要な保険料引き上げであれば、やむを得ない
- 2 現在以上にサービスを充実するため、さらに保険料を引き上げられてもやむを得ない
- 3 保険料を現状程度に維持することが重要であり、そのために介護サービスが削減されてもやむを得ない
- 4 よくわからない

問5 「第7期まえばしスマイルプラン」(素案)で力を入れてほしいのは、どのような点ですか。

下記のうち、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 生きがい活動支援の充実
- 2 とともに生きるまちづくり
- 3 健康づくりの支援と保健事業の支援
- 4 総合事業の推進
- 5 地域包括ケアシステムの構築
- 6 介護予防・居宅介護サービスの充実
- 7 地域密着型サービスの充実
- 8 施設サービス・高齢者向け住まいの最適化
- 9 介護保険以外の在宅支援サービスの充実
- 10 サービス選択における自由確保の仕組みづくり
- 11 権利擁護の仕組みづくり
- 12 認知症支援の推進
- 13 給付の適正化

問6 「第7期まえばしスマイルプラン」(素案)に関するご意見・ご要望について、自由にお書きください。

(自由記入)

ご意見提出の方法

次のいずれかの方法により提出してください。

なお、郵送以外は平成30年2月5日(月)必着となりますのでご注意ください。

◇提出方法

- (1) 郵送による場合(平成30年2月5日当日消印有効)
371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号 前橋市役所 介護高齢課 行
- (2) ファクシミリによる場合=027-223-4400
- (3) 電子メールによる場合=kaigo_kourei@city.maebashi.gunma.jp
- (4) 直接ご提出いただく場合
市庁舎(1階介護保険室、2階介護高齢課、2階情報公開コーナー)、保健センター(3階健康増進課)、前橋プラザ元気21(1階にぎわい商業課)、各支所・市民サービスセンター・公民館

上記の窓口へ直接ご提出ください。

※意見募集結果の公表の際には、ご意見以外の内容(住所・氏名)は公表しません。

※個別には回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

◇問い合わせ先

前橋市役所 福祉部 介護高齢課
電話027-898-6152(直通)